

# 令和8年度 松山市会計年度任用職員（歯科衛生士）採用試験実施要領

令和7年12月23日

松山市会計年度任用職員（歯科衛生士）採用試験を次のとおり実施します。

## 1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	採用予定人数	勤務場所
パートタイム 歯科衛生士	1人程度	(1) 松山市保健所すぐすぐ支援課（松山市萱町六丁目30番地5） (2) 松山市保健所健康づくり推進課（松山市萱町六丁目30番地5） (3) 松山市保健センター南部分室（松山市古川北三丁目8番20号） (4) 松山市保健センター北条分室（松山市河野別府937番地）

（注）採用予定人数は変更する場合があります。

## 2 職務内容

- (1) 歯科保健指導
- (2) その他職員が指示する業務

## 3 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者

- (1) 歯科衛生士の免許を有する者
- (2) 次のアからオまでに該当しない者
  - ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - オ 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

## 4 試験の方法

科目	内容	試験日時及び合格発表
口述試験	主として人物及び専門知識等についての個別面接	令和8年2月中旬（予定） 令和8年3月初旬（予定）に合格発表を行います。

（注）試験日時及び試験会場の詳細は、受付期間終了後、申込者に通知します。

## 5 申込受付期間

申込方法	申込受付期間
インターネット申込み	令和7年12月23日（火）10時～令和8年1月30日（金）24時
郵送又は持参	令和7年12月23日（火）～令和8年1月30日（金）（消印有効）

## 6 申込方法

申込方法は、インターネット申込みと郵送申込み（すぐすぐ支援課に直接提出可）の2種類の方法があります。いずれかの方法により申し込んでください。

### ＜インターネット申込み＞

- (1) 松山市ホームページ（採用試験ページ）にある申込フォームに接続してください。  
以下のURL又は二次元コードから松山市ホームページ（採用試験ページ）又は申込フォームに直接接続することができます。
- (2) 申込フォームでは、受験者情報を正確に入力するとともに、「顔写真のデータ」及び「歯科衛生士免許証のデータ」を添付し、送信してください。
- (3) 送信後、受付完了メールを受信し、受験申込完了となります。
- (4) 受付期間終了後、申込者に受験案内を送付します。令和8年2月10日（火）までに、受験案内が届かない場合は、すぐすぐ支援課（089-911-1852）に御連絡ください。  
(注) 申込受付期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく受付の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延には一切責任を負いませんので御注意ください。

○松山市ホームページはこちら



<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/rinji/sonohoka/R8sukusikaeiseisi.html>

○申込フォームはこちら



[https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=9661](https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9661)

### ＜郵送申込み＞

- (1) 上記の松山市ホームページから採用試験申込書を印刷し、必要事項を記入するとともに、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。
- (2) 採用試験申込書及び歯科衛生士免許証の写しをすぐすぐ支援課に直接提出し、又は簡易書留（封筒の表に「パートタイム歯科衛生士採用試験申込み」と朱書きしてください。）で送付してください。
- (3) 受付期間終了後、申込者に受験案内を送付します。令和8年2月10日（火）までに、受験案内が届かない場合は、すぐすぐ支援課（089-911-1852）に御連絡ください。

## 7 採用予定日

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（歯科衛生士）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和8年4月1日以後、欠員が生じた場合に、原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

なお、候補者名簿の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

## 8 勤務条件

- (1) **勤務時間等** 1週間当たり15時間以下の勤務で、午前8時30分から午後5時15分までの間で1日7時間45分以内の勤務  
(注) 勤務時間等は事業実施日によって異なり、概ね週1~3回、1日3~5時間程度です。事業の状況により、週の勤務回数や1日あたりの勤務時間が増減することがあります。
- (2) **週休日及び休日** 日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (3) **有給休暇** 年次休暇、療養休暇、特別休暇
- (4) **給与等** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します（令和7年12月1日現在）。また、基本報酬の支給日は、原則として翌月21日です。

基本報酬	その他報酬等
時給1,329円	通勤に係る費用弁償、時間外勤務手当に相当する報酬等

- (5) **任用期間** 令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和11年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。

※ 「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。

※ 療養休暇又は休職により4月1日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

- (6) **条件付採用** 採用後1箇月間（採用後1箇月間の勤務日数が15日に満たない場合は、採用後の勤務日数が15日に達するまで）は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。

- (7) **保険等** 通勤及び公務上の災害補償（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入はありません。）

- (8) **兼業** 兼業をすることができます。ただし、市長に兼業の届出をする必要があります。

（注）上記の勤務条件は改定される場合があります。

## 9 注意事項

- 指定された日時に試験会場に集合してください。
- この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。
- 申込書等に含まれる受験者の個人情報は、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- 申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- その他質問等は、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までにすぐすぐ支援課に問い合わせてください。

＜提出先及び問合せ先＞

〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5  
松山市保健所 すぐすぐ支援課 総務担当  
電話 089-911-1852